

第1回 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会

日 時：平成23年4月14日（木）13時30分～

場 所：県庁北棟7階 健康福祉部A会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会について

(2) 日本赤十字社等から配分される義援金について

(3) 県受付分の義援金の配分について

(4) その他

3 閉 会

配付資料

- 資料1-1 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会の概要
- 資料1-2 青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会設置要綱
- 資料2 平成23年東北地方太平洋沖地震被害状況
- 資料3 日本赤十字社等から配分される義援金について
- 資料4 義援金配分の時期（案）
- 資料5 義援金配分対象（案）
- 資料6 義援金第一次配分基準（案）
- 資料7 第一次配分後の義援金の状況

青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会の概要

1 義援金の概要

- (1) 義援金の名称：東北地方太平洋沖地震義援金
- (2) 義援金の開設時期：平成23年3月15日
- (3) 口座名義：青森県災害対策本部本部長 三村申吾
- (4) 振込先：青森銀行県庁支店及びみちのく銀行青森支店
- (5) 口座開設期間（予定）：平成23年9月30日まで

2 配分委員会設置目的

青森県地域防災計画に基づき、県が受入れした義援金を公平かつ効率的に配分するための協議組織として設置する。

※ 参考

青森県地域防災計画（抜すい）

義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。

3 配分委員会の審議事項

- (1) 義援金の配分の対象
- (2) 義援金の配分の基準
- (3) 義援金の配分の時期
- (4) 義援金の配分の方法
- (5) その他義援金の配分のため必要な事項

4 配分委員会の委員構成

- (1) 義援金受付団体
 - ① 県
 - ② 日本赤十字社青森県支部
 - ③ 青森県共同募金会
- (2) 市町村関係団体
 - ① 青森県市長会
 - ② 青森県町村会
- (3) 被災地代表市町村
 - ① 八戸市
 - ② おいらせ町
 - ③ 三沢市
 - ④ 階上町
- (4) その他
必要に応じて委員を加える

青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会委員名簿

平成23年4月14日 現在

区分	所属	職名	氏名
委員長	青森県	健康福祉部長	一瀬 篤
委員	日本赤十字社青森県支部	事務局長	天童 光宏
委員	(社)青森県共同募金会	常務理事	丸井 幸悦
委員	青森県市長会	常務理事兼事務局長	小山内 博
委員	青森県町村会	常務理事兼事務局長	山口 昇
委員	八戸市	福祉政策課長	長久保 恵子
委員	おいらせ町	総務課長	松林 由範
委員	三沢市	生活安全課長	鈴木 唯一
委員	階上町	保健福祉課長	梨子 謙一

青森県東北関東大震災義援金配分委員会設置要綱

(趣旨)

第1 県は、平成23年東北地方太平洋沖地震による県内の被災者に対し、見舞金として寄せられた義援金(以下「義援金」という。)を公平かつ効率的に配分するため、青森県地域防災計画に基づき、青森県東北地方太平洋沖地震義援金配分委員会(以下「配分委員会」という。)を設置する。

(配分委員会の委員構成)

第2 配分委員会の委員は、次に掲げる団体の推薦する者をもって構成する。ただし、県にあっては、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

(1) 義援金受付団体

- ① 県
- ② 日本赤十字社青森県支部
- ③ 青森県共同募金会

(2) 市町村関係団体

- ① 市長会
- ② 町村会

(3) 被災地代表市町村

- ① 八戸市
- ② おいらせ町
- ③ 三沢市
- ④ 階上町

2 県は、必要があると認めるときは、配分委員会に前項各号に掲げる団体の推薦する者以外の者を委員とすることができる。

(配分委員会の所掌事務)

第3 配分委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 義援金の配分の対象
- (2) 義援金の配分の基準
- (3) 義援金の配分の時期
- (4) 義援金の配分の方法
- (5) その他義援金の配分のため必要な事項

(配分委員会の組織等)

第4 配分委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

第5 委員長は、配分委員会の事務を総理し、配分委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 委員長は、必要に応じて配分委員会を招集し、配分委員会の議長となる。

(配分委員会の事務局)

第7 配分委員会の事務局を青森県健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めのない事項については、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成23年4月7日から適用し、義援金の配分が完了したときに廃止する。

平成23年東北地方太平洋沖地震被害状況

平成23年4月11日現在

		人的被害				建物被害				
		死亡	行方不明	重傷	軽傷	住家				
						全壊(焼)	半壊(焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水
1	青森市									
2	弘前市			3	12					
3	八戸市	1	1	6	11	218	910			
4	黒石市									
5	五所川原市									
6	十和田市									
7	三沢市	2			1	18	2	6	14	12
8	むつ市									
9	つがる市									
10	平川市									
11	平内町									
12	今別町									
13	蓬田村									
14	外ヶ浜町									
15	鱒ヶ沢町									
16	深浦町									
17	西目屋村									
18	藤崎町				4					
19	大鰐町									
20	田舎館村									
21	板柳町									
22	鶴田町									
23	中泊町									
24	野辺地町									
25	七戸町							3		
26	六戸町									
27	横浜町									
28	東北町									
29	六ヶ所村									
30	おいらせ町			1	2	25	50	40		
31	大間町									
32	東通村									
33	風間浦村									
34	佐井村									
35	三戸町				1					
36	五戸町				5					
37	田子町							1		
38	南部町				1					
39	階上町	1				12	8	1		
40	新郷村									
	合計	4	1	10	37	273	970	51	14	12

※1 階上町の「死亡」1人は県外での死亡者(災害弔慰金支給済み)。

2 八戸市の「全壊(焼)」には全焼1戸を含む。

日本赤十字社等から配分される義援金について

1 日本赤十字社等の義援金の概要

(1) 義援金受入団体

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団

(2) 義援金受付額（平成23年4月6日現在）

1, 283. 8億円

(3) 配分委員会の開催状況

平成23年4月8日（金） 13:30～ 厚生労働省省議室

(4) 第1次配分割合

死亡・行方不明者	1人当たり35万円
住宅全壊（焼）	1戸当たり35万円
住宅半壊（焼）	1戸当たり18万円
原発避難指示等世帯	1戸当たり35万円

(5) 本県に対する配分見込み

区 分	配分基準	対 象	配 分 見 込 額
死亡・行方不明者	35万円	5人	175万円
住宅全壊（焼）	35万円	273戸	9,555万円
住宅半壊（焼）	18万円	970戸	1億7,460万円
合計			2億7,190万円

※1 死亡・行方不明の5人は、八戸市2人（死亡1、行方不明1）、三沢市2（死亡2）、階上町1（県外死亡1）。

2 住宅全壊の273戸は、八戸市の全焼1戸を含む。

2 当該義援金の配分について

受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団）を通じて集められた義援金は、被災都道府県に渡され、その都道府県の「義援金配分委員会」で配分方法が決定される。（国義援金配分割合決定委員会資料3参照）

3 配分方法（案）

案の1）国の配分基準に従い配分する。

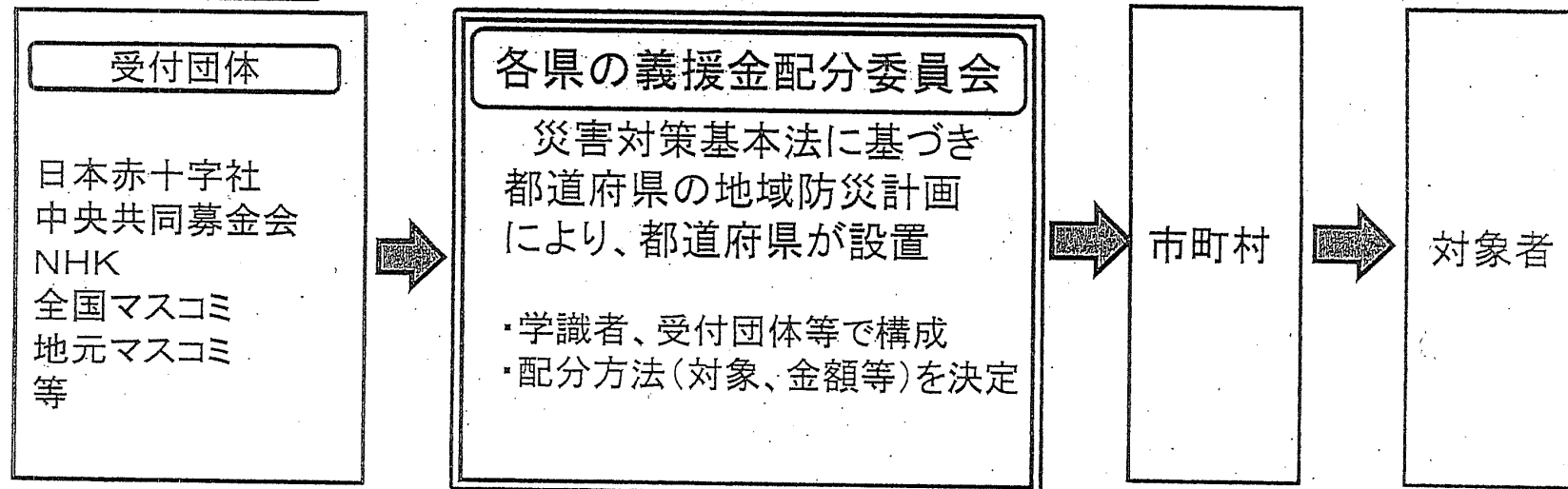
案の2）国の配分基準によらず、県独自の基準により配分する。

義援金について

【資料3】

- 受付団体を通じ集められた義援金は、被災都道府県に渡され、その都道府県の「義援金配分委員会」で配分方法が決定される [※ 災害対策基本法に基づく防災基本計画により、都道府県地域防災計画に「義援金の配分に関する事項」が記載されている。] その後、市町村を通じて対象者に届けられる
- 公平、迅速、拠出者の意向(被災者支援)に沿うことなどがポイントか
- 今回の特色
 - ・現時点では被害が完全には把握されていないなど流動的な部分もある
 - ・被災範囲が多数の都道県にわたっている
 - ・中には配分に必要な事務処理機能が大幅に低下している自治体もある 等

通常の流れ



※義援金・義援(慈善・公益・災害救助などのために寄附すること。)のために出すお金のこと。(広辞苑第5版)

現時点で集まっている義援金の金額

- 日本赤十字社、中央共同募金会、NHK及びNHK厚生文化事業団では3月14日から義援金の募集を開始しており、直近の受付金額は1283.8億円である。

- なお、各義援金受付団体の内訳は次のとおり。
 - ・ 日本赤十字社 : 1082.3億円 (4月6日現在)
 - ・ 中央共同募金会 : 201.5億円 (4月6日現在)

- ※ NHK及びNHK厚生文化事業団で受け付けた義援金は、全て中央共同募金会に集められている。

東日本大震災の義援金第1次配分割合について（決定）

義援金配分割合決定委員会における審議の結果、東日本大震災の義援金の第1次配分として、被災都道府県に対して、以下の考え方により配分することが妥当である。

死亡・行方不明者 1人当たり 35万円

住宅全壊（焼） 1戸当たり 35万円

住宅半壊（焼） 1戸当たり 18万円

原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯

1世帯当たり 35万円

以上

平成23年4月8日

義援金配分割合決定委員会

会長 堀田 力

義 援 金 配 分 の 時 期 (案)

1 義援金受入額（県受付分）

平成23年4月13日現在 5億1,994万799円

2 義援金支給時期の考え方

平成23年3月15日の東北地方太平洋沖地震義援金の口座開設から約1月を経過し、1のとおり総額5億円を超える義援金が寄せられていること、被災地において避難所から公営住宅等への移転が進む中、当座の資金が必要と考えられることから、早急に一次配分を行う必要がある。

3 義援金支給時期

第一次配分：4月中（配分委員会の決定後、早急に市町村に対して支給。）

※ 日本赤十字社等から配分される義援金についても早急に受入の上、可能な限り県分と同時の支給を行う。

第二次以降配分：別に協議する。

義 援 金 配 分 対 象 (案)**決定**

案の 1) 東北地方太平洋沖地震における国の配分対象に準ずる。

被害区分	被害状況	※参考(国・東北地方太平洋沖地震基準)
人的被害	死亡・行方不明者	35万円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	35万円
	半壊(焼)	18万円

案の 2) 国の配分対象に県独自の配分対象として「重傷者」を加える。

被害区分	被害状況	※参考(国・東北地方太平洋沖地震基準)
人的被害	死亡・行方不明者	35万円
	重傷者	設定なし
建物被害 (住家)	全壊(焼)	35万円
	半壊(焼)	18万円

義 援 金 第 一 次 配 分 基 準 (案)

決定

案の1) 東北地方太平洋沖地震における国の配分基準の比率に応じて義援金の額を配分。

被害区分	被害状況	基準額		
		国	県	合計
人的被害	死亡・行方不明者	35万円	65万円	100万円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	35万円	65万円	100万円
	半壊(焼)	18万円	32万円	50万円

案の2) 国の配分基準の比率に応じるとともに県独自の配分対象として「重傷者」を加えて義援金の額を配分。

被害区分	被害状況	基準額		
		国	県	合計
人的被害	死亡・行方不明者	35万円	65万円	100万円
	重傷者	/	50万円	50万円
建物被害 (住家)	全壊(焼)	35万円	65万円	100万円
	半壊(焼)	18万円	32万円	50万円

第一次配分後の義援金の状況

案の1) 国に準ずる比率による配分額とした場合

被害区分	被害状況	基準額(円)	対象(人・世帯)	配分総額(円)
人的被害	死亡・行方不明者	650,000	5	3,250,000
建物被害	全壊(焼)	650,000	273	177,450,000
	半壊(焼)	320,000	970	310,400,000
合計				491,100,000

義援金額 4月13日現在	519,940,799
一次配分後残額	28,840,799

※ 配分対象は、資料2「平成23年東北地方太平洋沖地震被害状況」による。

案の2) 国に準ずるとともに県独自の配分対象として「重傷者」を加えて配分する場合

被害区分	被害状況	基準額(円)	対象(人・世帯)	配分総額(円)
人的被害	死亡・行方不明者	650,000	5	3,250,000
	重傷者	500,000	10	5,000,000
建物被害	全壊(焼)	650,000	273	177,450,000
	半壊(焼)	320,000	970	310,400,000
合計				496,100,000

義援金額 4月13日現在	519,940,799
一次配分後残額	23,840,799

※ 配分対象は、資料2「平成23年東北地方太平洋沖地震被害状況」による。